審　査　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の16第２項
処 分 の 概 要	クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）	三重県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第３項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第９条の16第２項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第82条の３（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準	
標 準 処 理 期 間	３日以内（書換えにあっては１日以内）
申　　請　　先	申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
問 い 合 わ せ 先	三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（059-222-0110） 又は警察署の生活安全課（生活安全刑事課）
備　　考	